

6/5-3/7

難民正審査へこれが実態

阿部浩己さん に聞く
入管元参与員 阿部浩己さん

(明治学院大学教授・国際法)

与党が7日の成立を狙う入管法改悪案は、国際法が認めていない難民申請の送還を可能にするものです。政府の判断で送還した人が難民だった場合、逮捕や拷問、ときには殺戮されることがあります。出入国在留管理局で難民審査委員会を10年間務め、国会に参事官として出席した阿部浩己さん(明治学院大学教授・国際法)に審査過程の実態を聞きました。

(小堀花恵)



申請はまず、入管庁職員ユニークーションの方式があります。難民調査官が1次審査をします。不認定となつて申請者が不服申し立てをすれば、外部から任命された審査員による2次審査となります。そのとき一次審査の記録である供述調査が参考に送られます。

調査官は、調査官が質問して申請者が答え、その答えに基づいて調査官がさりに論調したように書いてあります。が、實際はそんななりがありません。日本語話す以外の人には異なる「が」

申請はまず、入管庁職員ユニークーションの方式があります。難民調査官が1次審査をします。不認定となつて申請者が不服申し立てをすれば、外部から任命された審査員による2次審査となります。そのとき一次審査の記録である供述調査が参考に送られます。

信じる物語で
作られる証拠

実際のやりとりが書かれています。そのため、調査官の誤解やおかしな問題がわかるのであります。そのため、調査官が質問して申請者が答え、その答えに基づいて調査官がさりに論調したように書いてあります。が、實際はそんななりがありません。日本語話す以外の人には異なる「が」

いじめや性的な問題の作り方

が問題です。それが証拠として2次審査に提出されています。

審査官が「1次審査であなたはこう書っていた」といふと、申請者は「そんなことは書いていない」といふことがあります。「何で書いてあるの」と聞くと「書っていないのに書かれた」と。そんなことが多かったのです。

た。きちんと理解して調査に題名したのが疑わしくなったのです。

1次審査がなおさらでも、私が調べて認定すべきとの意見を提出したものがあります。

ある国で夫に先立たれた女性が、不衛生な儀式を強いるなど親族に虐待され、かつ妻婦として社会的な差別を受ける事業でした。欧米では難民認定例があり、人権NGOも重大な人権侵害として報告していました。1次審査では全く調査がなされず、私人の間のいざこいで難民に該当しないと判断されたのです。私は認定すべきと意見を出したが、最終的に

認定されませんでした。

自由民主党の井野俊郎衆院議員が前回開票になつた入管法改悪案審議の発言で、「法務省の政務官だった時、入管の『認定すべきだ』という判断に対しサインを拒否した」と言いました。弁護士もやつていた身として、客観的証拠なしには認定できないというのです。

難民は避難する時に難民である証拠を持っているわけではなく、供述の信ぴょう性と正確な情報により認定する」とは難民認定の基本です。そのことを理解していない人が決定的な瞬間にかかわっている。

「言っていないこと調書に

認定の基本知らない政務官

弱者の待遇が
社会あらわす

難民として保護を求めて来たのに在留資格のない人は、日本の中でも最も弱い立場にいる人たちです。最も弱い立場の人たちがどのようにも迫害されているかが、その国の社会のあり方をよく映し出しています。

弱い立場の人ひどい状況を放置するのは、社会にひとい状況が広がるのを放置すること。すべての人の尊厳が守られることを確保するには、まず弱い立場にいる人を守ることが必要です。國には関係ないなどと軽えるべきではありません。臣口はわが國です。